

日タイ同盟下の軍費交渉 1941~1944

村嶋 英治

はじめに

1941年12月8日、日本軍がタイに進駐し、12月11日に日タイ同盟が合意されて以来敗戦に至るまでの駐タイ日本軍の軍費は全てバーツを用いた。このバーツ軍費は日タイ同盟条約を根拠として日本大使館がタイ政府と半年毎に交渉して調達し、その用途は日本軍の給養のための米や肉牛等の購入から作戦用の鉄道、道路、飛行場、陣地の建設費に至る駐タイ日本軍のタイにおける一切の経費であった。それ故に思いどおりの軍費をタイ側との交渉により獲得できるか否かは駐タイ日本軍にとっては正に死活問題であった。

開戦後一年程度の期間は駐タイ日本軍の数も少なく大規模工事もなかったので軍費額は多くはなかった。しかし1943年になると作戦用の諸工事が開始され、このために軍も増強され、加えて戦時インフレも悪化したので、軍費要求額はウナギ登りに上昇した。軍費がバーツ紙幣の新たな発行増によって供給されたこと、及び巨額の軍費が輸入の限られた狭隘な市場に投じられたことによって物価の急騰がもたらされた。

日本側のバーツ軍費要求に対し同盟国タイの協力ぶりは物足りぬものであった。1941年12月20日に成立した第1回軍費協定ではローン形式をとり金塊による決済が約束された。そのうち42年5月に特別円に関する合意が成立すると日本側は特別円を対価としてバーツ軍費を必要なだけ調達できると期待した。一方、タイ側は特別円を最大限国益のために利用しようと努めた。彼らは戦争前半期においては国内通貨の安定あるいは国内工業の育成等を理由として、日本から得た特別円を代価として金塊、機械・物資、武器などの購入を強く求めた。戦局が悪化した戦争後半期になると軍費をめぐる日、タイの利害対立が明白となる。日本軍は戦場のタイ接近とともにより一層の軍費を求めるが日本側にはタイに見返りを与える能力は極めて減少しており、一方タイ側は激増する軍費支出の国民生活への悪影響は単に経済問題にとどまらず政権へ

の国民の不支持を高めることになることを危惧し、また日本の敗戦で特別円が無価値なものと化すことを恐れて、でき得る限り軍費供給を抑え、かつ特別円ではなく金塊や物品による見返りを熱心に求めた。更には既に日本銀行にタイ政府の所有権を明示するイヤマークがされたのち保管されている金塊までも戦中の危険を冒して本国への現送を実現しようと努めた。

軍費問題がタイにとって如何に重要であったかは、1943年10月から翌年7月までピーン政権末期の外相であったディレーク・チャイヤナームがその回想録で、上記外相時代の回想としては軍費交渉のことのみしか記していないことに示される(1)。また日本軍にとっても軍費の死活的重要性は、タイが軍費に協力しなければ武力処理も止むを得ずと考えられたほどのものであった。1945年の軍費について駐タイ日本軍である第39軍の参謀をつとめた原寿雄(少佐)は次のように回想している。即ち

日本軍がタイ国に要求していた軍費は5億バーツを上回るものであってインフレをもたらすし、もうけるのは上層部と華僑ということで議会通過が困難視され、もし通らなければ力を行使せねばならぬと大使を通じて談判をすると共に軍はその準備をしていたことであった(2)。

戦中を通じてこのように間断なく統けられ、かつ日タイ双方が重要視した軍費交渉は、日タイ同盟の実態を理解するための最良の資料であると考えられる。本稿は数少ない日本側資料に比して豊富に保存されているタイ側資料を用いて(3)日タイ軍費交渉の過程を明らかにし、よって日タイ同盟の実態の一侧面に迫ることを課題とする。本稿では軍費交渉を理解する上で必要な開戦前における日本側のバーツ資金調達、開戦後のワニット経済使節団による日タイ経済交渉をまず概観し、次いでタイ外交文書でWW2/2:6に分類されている史料を中心として軍費交渉の過程を詳述したい。尚、紙数の制限のため1944年上半期分の軍費交渉までを対象とし、その後の交渉は別稿に譲る。

I 臨戦体制とバーツ資金調達

日本にとってタイが政治的軍事的に重要性をもつようになったのは武力南進策が追求されるようになる1940年のことであるが、経済的にタイの重要性が急浮上したのは1941年7月の米英蘭等の対日資産凍結を契機としてであった。これ以前の日タイ経済関係は微々たるものに過ぎなかつた。1938/39年についてみると、タイの年間輸出額2億442万バーツのうち73パーセントが英国及びその属領に輸出され、対日輸出はわずか1パーセントの239万バーツに過ぎなかつた。同年のタイの輸入1億2963万バーツ

についてみても、英國及び属領からの輸入が60パーセントを占め、日本からの輸入は15パーセントであった(4)。タイ経済は英國の圧倒的影響下にあった。それは(1)輸出貿易の7割以上がポンドブロック向けであるばかりでなく、(2)バーツ貨はポンドにリンクされポンド為替本位制をとっており、(3)英國は錫鉱床の約7割、チーク材の約4割見当を押えており、かつ、(4)タイ国の商業組織不備なるため組織の完備したシンガポール、ペナンに錫鉱石、ゴム等の大部分が流れている(5)、ことに示される。

日本のタイからの輸入は散量であり、手持のポンドを売ってバーツを取得し品物を調達する方法をとっていた。日タイ間貿易はポンドを通じて取引が行なわれていたのである(6)。

ところが1941年7月の英米蘭の対日資産凍結は、日本経済にとってタイの重要性を飛躍的に高めた。日本の貿易相手は極めて限定されることになったため、戦略物資であるゴム、錫、米を大量にタイから輸入せざるを得なくなったからである。しかし同時にポンドでの従来のような決済は不可能となったのである。

のちに日タイ軍費交渉で日本側の中心人物として衝に当ることになる新納克己^{いとうかつみ}は1942年7月外務省通商局長時代、次のように書いている。「昨年7月の対日資産凍結の実施を契機として我が對外貿易は円ブロックと仏印、泰を除いては全面的に杜絶し、戦略物資の獲得は困難となり、……」(7)。タイ産の戦略物資の価値の急上昇に際し日本側は「タイの錫、ゴム等も戦時下の重要資源として東亜共栄のために使用さるべき、他に流れるやうなことがあってはならない。蘭印からこれら物資が得られなくなつた現在、その輸出は全部日本に向けられねばならぬ」(8)という考えて、日本のみにゴム、錫を独占的に供給するようタイ政府に求めたが、ディレック外相やアドゥン副首相が反対し日本との間の合意は成立をみなかつた(9)。しかし日本商社によるタイでのすさまじい買い付けで日本側は大量のゴム、錫、米の取得に成功した。1941年のタイの対日輸出額は1億940万バーツに急増し、タイ輸出額の37.7パーセントを占めるまでに達した(10)。

ところで、タイからの買いつけの必要が急上昇すると同時に、ポンドでの決済は不可能化していた。當時大野龍太日本大蔵省顧問の下でタイ国で日タイ経済調整に携わっていた愛知県一大蔵省書記官は、1941年7月26日に英國の資産凍結令が発表されたのちポンドが決済に使えなくなった日本側の困難を次のように語っている。

さうすると、ポンドを通してバート資金を調達するといふことがその日から出来なくなってしまった。当時は丁度米の出廻る時期でありましてバンコックに入れるメナム河の河上には日本の運送船が一杯入って参ります。そして何千トンかの

米を連日積込んで居る。ところが資金調達の途がなくなったのでその日の苦力の支払から船の傭船料まで場合によっては払へなくなるといふ状態に直面したわけであります。實に大変なことになったので、差当りこれは泰を承知させて金を借りるより外に仕様がない(11)。

このため大野顧問ら日本政府代表とタイ國大蔵省に属するタイ国立銀行局 (Thai National Banking Bureau) との斡旋(12)で、横浜正金銀行とタイの銀行3行からなる銀行団との間に1000万バーツ (邦貨約1600万円) の借款契約が1941年8月1日成立了。1000万バーツを当座借越し弁済期限到来時に貸越残高があるときはタイ銀行団に対し金イヤマークによって決済をすることを約したのである。交渉において大野顧問は円による決済を求めたがタイ側の大蔵省顧問兼タイ国立銀行局の長であるウィットチャイ殿下らはあくまで金塊による決済を主張して譲らず(13)、立場の弱い日本側はそれに応じたのである。

前述のように1941年には1億バーツを超えた日本のタイからの買いつけに比せば、1000万バーツのクレジットは焼石に水であった。大野顧問らはタイ大蔵省と交渉し更に2500万バーツの資金を取得するために、横浜正金銀行がタイ国立銀行局に対し金塊2500万バーツ相当分を売却することにし、その協定が1941年8月26日に成立した(14)。タイ側がバーツ貨と引き換えに金塊の購入に応じたのは金本位制にもどりたいという希望があったためであろう(15)。この金塊について大野顧問は「金売却スルモ金ハ本邦ニ於テイヤマーク致シ緊急必要ニ迫ラザレバ泰国ガ金現送ヲ要求セザルコト……ノ覚書」をブリディー・パノムヨン蔵相に求める希望(16)をもっていた。これに対しブリディーは金のタイへの現送に固執した。日本側はブリディーが非友好的であると怒ったが(17)バーツ資金の欲しい日本側はこれに応じざるを得なかつた。開戦前の経済諸交渉では日本側は、タイ側が泰・仏印紛争調停の返礼として友好的に応じてくれるものと期待したが、タイ側の対応は日本側の期待ほどではなかつた(18)。しかし日本側の要求を全く拒否するものでもなかつた。更にタイ側は日本側に求められ12月6日に金購入の方式により日本へ2000万の貿易用バーツ資金を提供することを約した。これらのバーツ資金に対し1941年8月28日から1942年4月1日までの間に、5回計5500万バーツ分の金1813万4071.6グラムが日銀においてイヤマークされ、そのうち431万879.8グラムは1941年9月15日にタイに現送された(19)。

この貿易用バーツ資金に加え、同年12月8日以後日本軍がタイに進駐すると、タイ側は日本軍に軍票は使わずバーツを使用することを求めたため(20)、日本軍は軍費用のバーツを必要とすることとなつた。1941年12月20日に、1941年12月と1942年上半期

38,282-1/

表1 駐タイ日本軍の軍費使用高と決済方法

(単位: パーツ)

軍費使用高	特別円と交換	決済方法		
		金 売 却		
		イ ヤ マー ク 実 行 分 () 内 は 純 金 g	イ ヤ マー ク 未 実 行 分	
1941年12月—42年6月	15,001,083	0	15,001,083 (4,896,246.10)	
1942年7月—12月	40,500,000	29,500,000	29,000,000 (6,041,666.70)	
1943年1月—6月	18,000,000		30,000,000 (6,250,000.00)	
1943年7月—12月	143,200,000	113,200,000		
1944年1月—6月	275,000,000	225,000,000	35,000,000 (6,055,364.10)	15,000,000
1944年7月—12月	239,000,000	219,000,000	20,000,000 (3,460,208.80)	
1945年1月—6月	470,000,000	450,000,000	0	20,000,000
1945年7月—8月	319,000,000	299,000,000	0	20,000,000
計	1,519,701,083	1,335,700,000	129,001,083 (26,703,485.70)	55,000,000

(出所)「大東亜戦争関係一件 タイ国問題 進駐軍軍費問題」(外交史料館所蔵), タイ外交文書 WW2/2: 6/2, WW2/1: 6/5 及び Thanakhan haeng Prathet Thai, 1961, p.80 より筆者作成。

の軍費に関して日本大使館とタイ政府との間に協定が成立した。これが日タイ間最初の軍費協定である。この協定では6ヵ月分として8000万円相当額を限度とするパーツをタイ国立銀行局より当座借越の形式により借入れ, 1942年7月1日における借入残高については米国市場の金価格を基準として金イ ヤ マー クにより決済することとした。またイ ヤ マー クした金塊は日銀において無料保管し、現送が合理的安全性を以って実行し得るに至った時は現送費及び保険料は日本側負担にて速やかにタイ政府に引渡すことを約した。この期間の軍費として実際に使用した1500万1083パーツにつき表1のように金イ ヤ マー クがされた(21)。この第1回軍費では日本は前述の貿易用ペーツの調達と同様全額を金で決済する寛大さであった。

II 日タイ経済交渉と特別円協定

開戦とともに日本軍がバンコクに進駐し、更に近隣諸国から英米勢力を駆逐してしまふと、タイは軍事的にも経済的にも日本に依存せざるを得なくなつた。日タイ同盟が12月11日、坪上貞二大使、ビブーン首相間で合意され同21日に正式に調印された。翌年1月25日タイは英米に宣戦布告した。経済面でもタイの輸出入先は日本ののみとな

り、日本の立場は強くなつた(22)。1942年1月12日には國務大臣で大蔵大臣代理でもあるワニット・バーナンが坪上大使を訪問し、近く英米に対しタイが宣戦すれば在英米の通貨発行準備金2億ペーツが敵産として没収される、これはタイの通貨準備の3分の2に当るのでタイ通貨の安定のため2億ペーツ相当の金塊を日本より借り入れたいと述べた(23)。この申し入れによって日タイ経済交渉が開始されることになる。本件を坪上大使が日本政府に請訓したところ、1月30日に対タイ経済交渉に関する日本側の方針として次のような訓電が到着した。即ち、2億ペーツの借款には応ずるが「大東亜共栄圏内ノ通貨ヲ円トシ圏内外ヲ問ハズ決済ハ総テ円ヲ以テ為ス方針ヲ確立シ居レリ米英ト經濟、交通ノ断絶セル今日金ハ其ノ重要性ヲ失ヒタルニモ拘ラズ泰側ガ金ヲ欲スルハ從来ノ慣性的考へ方ニシテ之ヲ根本的ニ転換セシムル様指導スルノ要アルモ若シ泰側ガ後出ノ我方諸要求ヲ受諾シタル後是非共金ヲ要求シ交渉上已ムヲ得ザル場合ニハ右ノ金ヲ發行準備トシテ本邦内ニイ ヤ マー クシ之ヲ現送セザルコトヲ条件トシテ募債金額ノ一部ヲ金ヲ以テ応ズル用意アリ」とし、「後出ノ我方諸要求」とは第1に、ペーツを円にリンクせしめその比率は1対1とすることであり、第2に、速やかに中央銀行を設立し同行に有力なる日本人顧問を置くことであった(24)。ペーツを36パーセント切下げることを意味する第1の要求はタイ米などのタイからの輸入価格を引き下げるることを第一次的目的とし(25)、第2の要求の目的は、タイ中央銀行設立準備のため1942年1月に在タイ日本大使館に派遣された日銀の藤澤徳三郎の回想によれば「最初の仕事が、タイ側に新しく中央銀行を設立させ、從来大蔵省通貨局が政府紙幣を発行していた制度を改革させようということで、その狙いはペーツを等価にした上で、両国中央銀行に預け合勘定を設け、我が軍の軍費調達を容易ならしめようというにあった」。(26)

バンコクにおいてワニットを窓口として交渉が進められ借款、貿易、為替比率改訂につき3月30日までに基本的了解に達したのち、4月4日にワニットを首席としウィットチャイ大蔵省顧問、チャイ・プラティーバセーン中佐(外務省副次官)からなる経済使節団が訪日した。バンコクでの了解を基礎とした東京での交渉により4月21日に、基礎的了解事項(Terms of Understandings)及び貿易協定基本条項に関する了解事項が署名され、同日、円ペーツ等価決定の口頭声明も発表された。5月2日には日タイ間支払の特別円決済に関する協定覚書(Memorandum of Agreement)及びそれに関する了解事項(Confidential Understanding)が署名され、6月18日には借款協定、特別円決済に関する協定、借款に関する覚書が署名された。

ここでは軍費交渉に關係の深い特別円及び中央銀行の設立についてみておこう。

4月21日の日タイ間の基礎的了解事項は「日本国及泰国間ノ貿易上及貿易外ノ一切ノ決済ハ特別円ニ依ルベシ」と定め、5月2日の協定覚書において『特別円』ナル文言ハ日本ト泰国トノ間ノミナラズ泰国ト其ノ他ノ諸國又ハ諸地域……トノ間ノ一切ノ支払ノ決済ニ使用セラルル日本円ヲ謂フ又『特別円』ハ必要ニ応ジ純金一グラムニ付四円八十銭ノ割合ニテ金ニ振替ヘ得ベキモノトスとした。協定覚書案作成においてタイ側は「支払の決済に『自由』に使用せられ必要に応じ『自由』に金に振替ヘ得る(freely convertible)ものとする」と「自由」という文言を入れることを希望したが日本側はこれに強く反対した(27)。その結果「必要ニ応ジ」なる文言の意味を明らかにすることとなり同日、次の諒解事項に合意した。即ち、「特別円ハ合理的ナル要求アリタル場合ハ同協定覚書ニ於テ同意セラレタル価格ニ依リ金ニ振替ヘ得ルモノトス但シ現在ノ状況ニ於テハスル金ヘノ振替ハ其ノ必要ナキモノト諒解ス」と。

協定覚書及び諒解事項により日タイ間支払における特別円決済の原則は定まった。その実施のために6月18日タイ国大蔵省と日本銀行との間に特別円決済に関する協定が結ばれた。その内容は以下の通りである。

- (1) 泰国大蔵省ハ日本銀行本店ニ泰国国庫特別円勘定ト称スル一般勘定ヲ開設スルコト
- (2) 泰国大蔵省ガ同國為替集中制度ニ依リ売却シ又ハ買入レタル円為替ノ受渡ハ前記勘定ノ借記又ハ貸記ニ依リ為サルルモノトスルコト
- (3) 泰国大蔵省ハ泰国ニ於ケル日本側銀行(具体的には横浜正金銀行一村嶋)ノ正當ナル取引ヲ円滑ナラシムル為メ其ノ要求アリタルトキハ泰国法規ノ定ムル所ニ依リ何時ニテモ前記勘定ニ貸記セラルベキ円貨ヲ対価トシテパート貨ヲ供給シ……。

特別円協定によって日本は貿易戻を金で決済したり、バーツ資金を得るために金を売却する必要がなくなった。当面金に振替える必要はないと約させた特別円と交換にバーツ資金が容易に獲得できるようになったのである。この原則は後にみるように1942年11月24日の軍費に関するA協定でも採用された。

特別円と交換にバーツ資金を供給させるため日本側は円を通貨発行準備金としてバーツを発行する中央銀行の創設を求めた。日本が要求する以前からタイでは独自に中央銀行設立の準備をしており、1940年5月13日にタイ国立銀行局が開業していた。しかし1942年2月における日本の要求の時点では同銀行局は開業後日も浅く中央銀行機能のほんの一部を担っているに過ぎなかったので、タイ側は誰も中央銀行設立の時機に達したとは考えていなかった。そこに日本が設立要求を出した。もし設立が遅れれば日本人顧問を受け入れざるを得なくなり、タイ金融をコントロールされる危惧が高

まつた。そこでタイ政府は既に設立に着手しているからとして顧問受け入れを拒否することにした(28)。タイ側は日本側の設立要求を知ると直ちに設立実行に着手し、1942年2月17日にはウィットチャイ大蔵省顧問が設立要綱を作成し、3月4日の閣議は同要綱を基礎にした中央銀行法案を承認した。更に4月6日の国会で早くもタイ国銀行法を成立させた(29)。同年2~3月のバンコクにおける経済交渉で日本側は執拗に中央銀行への日本人顧問受け入れの要求を繰り返した。たとえば2月26日付の日本政府から大使館への訓電は「中央銀行ノ日本人顧問ハ名称ノ如何ニ拘ラズ実現シ度キヲ以テ顧問問題落着迄ハ中央銀行ヲ設立セシメザル様取計ハレ度キコト」(30)を求める。タイ側の単独での急速な設立にブレーキをかけようとしている。結局日本人顧問問題はタイ側の強い反対で実を結ばなかった。タイ国銀行は1942年12月10日に開業した。

それに先立ち、日本円も通貨発行準備金とすることが非常時通貨法に基く6月15日付大蔵省令公布により可能となった。6月18日の借款協定により取得した「特別円と同一の性格」を有する2億円はこの法改正をうけ発行準備に加えられた。このうち前述6月18日の特別円決済協定や11月24日以後半年毎に結ばれた軍費協定により日本側からバーツ資金が求められる毎に、その対価として支払われる特別円を準備金として新たな紙幣が増発され(31)日本側に供給された。この結果、タイの通貨発行量は1941年11月末日の約2億7500万バーツから1945年8月末日には19億9265万バーツ余に増大した(32)。この増加の大部分は表1からみて軍費供給に起因している。

III 特別円及び金売却による軍費調達

1 1942年下半期軍費協定

バーツ軍費を調達するために特別円が対価として用いられた最初の協定は1942年下半期分の協定である。軍費協定の原則であるA協定及び1942年下半期軍費に関するB協定が成立したのは、1942年も押し詰まつた11月24のことであった。この交渉は坪上大使が42年下半期分として5100万バーツを求める、その決済を4月21日の基礎的了解事項を根拠として全額特別円によるよう求めたことに始まった。これに対し7月15日のタイ閣議は、金額を減らすこと、少なくとも40パーセントは金塊による返済を求めることを決して金や外貨に転換できるうえに、転換しなければ日銀から利子も支払われるから金塊よりも有利であるとして特別円による決済を主張した。タイ側は41年12月から7ヵ月間の実際の軍費支出は1200万バーツ(正しくは表1にみるよう)に1500万

4 16-

余)に過ぎなかつたからとして減額を求めるとともに通貨発行準備としては金が欲しいと譲らなかつた。坪上は3650万バーツに要求額を減じ、この軍費と交換にタイ側に支払われる特別円のうち1800万円まで金売却することに譲歩した。その際坪上は金売却は今回限りで以後の軍費については特別円のみで決済するという原則をタイ側が確認すること及び泰緬鉄道建設費用として400万バーツの追加を求めこれは全額特別円認することを要請した。しかしタイ側は坪上の求める原則の確認には応じなかつた(33)。

タイ側が応じなかつたのは同年4~6月の東京での経済交渉において、日本側が一切の決済は特別円によるという原則を示したのに対し、タイ側は軍費はそれに含まれないと抵抗した(34)といふ経緯があつたためである。1942年11月24日、A, Bの2協定(Arrangement)が坪上大使とウィチット外相間で署名された。A協定は軍費調達の基本原則であり、軍事的経済的相互支援を約した日タイ同盟条約に従つて第1条、タイ国政府は軍用鉄道建設経費を含む日本軍の軍費をカバーするため特別円を対価としてバーツ資金を供給する、第2条、日本政府はタイ国政府の保有する特別円を対価としてan appropriate amountの金塊を売却する、と定めた。また口上書(Note Verbale)によりA協定第2条にいうan appropriate amountとは提供されたバーツ資金の約50パーセントを意味することが双方で了解された。B協定では、A協定に従い1942年下半期分軍費としてタイ側が4050万バーツ(内400万は鉄道用)を特別円を対価として供給すること、このうち2000万円につき金を売却することが約された(35)。更に同年12月25日タイ国のボリバンニッタキット蔵相と坪上大使との間にB協定実施のための細目協定(No.1)が結ばれ、タイ政府に1グラム4円80銭で売却された金はタイ国銀行の財産としてイヤマークされ、日銀に無料で保管されること、合理的安全性(reasonable safety)を以つて日本からタイへの金現送が可能になった場合、日本政府は速やかに現送費、保険料は日本側負担で現送することを約した(36)。

1942年下半期軍費交渉はワニット経済使節団帰國直後に開始され、途中軍費が不足し9月23日に700万バーツを限度とする当座借越によって補い、11月24日になって漸く成立した。タイ側の粘り強い交渉で、日本側が東京でワニット経済使節団に合意させたはずの特別円による一切の決済の原則、及びタイ側の取得した特別円は現在の状況では金に振替る必要はないという約束は早々と反故に近くなつた。バーツ軍費は全額、特別円との交換という形式で供給はされるが、同時に特別円の約半額を対価として金売却がなされることになつたのであるから。

2 1943年上半期軍費交渉

42年下半期の軍費交渉が成立すると次期軍費の交渉期日がすぐに迫ってきた。B協定による軍費は年末に至つても相当残余があつたので12月31日、日本側はウィチット外相にB協定の6ヵ月間延長を申し入れた。外務省は大蔵省と協議のち1943年1月11日に延長を認める回答を石井康臨時代理大使に伝えてきた(37)。次いで2月6日、日本側は43年上半期軍費として新たに1800万バーツをタイ外相に求めた(38)。外相は日本大使館に直接タイ大蔵省と交渉させることとした。これにより大使館の経済班長新納克己参事官はウィットチャイ大蔵省顧問を訪ねた。同大蔵省顧問は、この会見で新納に1800万バーツの内訳を求め、一方新納はA協定及び口上書による金売却の代りに紡績機などの機械の売却で如何と打診した。同顧問は2月11日付で外相に報告し、大蔵省の意見としては金売却の原則を改めるべきではないこと、機械購入のためには輸出超過の結果特別円の手持が十分あるので日本が軍費を要請してきた機会を捕え軍費の返礼として機械を売るよう求めるべきであると提案した(39)。

2月26日藤澤日銀代表が大蔵省顧問を訪ね1800万の内訳として軍用鉄道建設費が800万、海軍が600万、陸軍が400万と説明した。この報告をうけた外相は陸海軍軍費の詳細を日本側に質問した。3月6日新納が外相を訪ね軍費の詳細を口頭で説明するとともに金売却に代わる機械売却を正式に提案した。外相は軍費の供給のためには新しく通貨発行が必要だが50パーセント程度の金準備がなければ通貨の安定性は保てないと答え、新納は金は今日では発行準備には不要のものであり、タイが金売却を求めれば日本は金生産のために貴重な資源を配分しなければならない、日本政府はタイ政府が金塊に固執することに大きな不信感をもつてると語りタイ側の協力を促した(40)。

3月19日、大東亜省の日タイ経済関係の担当者がコンティー書記官に新納が要求している金に代わる機械の購入は日本政府の訓令によるものではないと漏らしたうえ、A協定の存在にも拘らず新納が強行しようとしていることに遺憾の意を表したとディレーラ駐日大使が本省に無線電話で知らせてきた(41)。同日付でウィチット外相は坪上大使あてに軍費についての覚書を作成した。その中で、A協定と口上書は軍費についての基本原則であり、それが安易に変更されるようではタイ政府とタイ国民の日本への信頼が傷つけられる、確かに日本からの機械供給は強く欲している、既に契約が成立しているのに生産余力がないとか船腹不足とかを理由に未だ受領していないケースも多い、これらは既存の6000~7000万の特別円で購入したい。また昨年のA協定交渉中、機械と兵器との購入を求めたのに対し日本側は軍費とは別個の問題だからリンク

させるなど反対したではないか。日本側はタイは戦勝のために効果的協力を日本に与えるべきであると繰り返し発言しているが、タイ側は日本の要請を断ったことはなく日本の欲するものを与えるために最善の努力を尽している。故に日本側はタイに同情して援助すべきであり(1)タイ通貨の安定のため軍費の50パーセントの金売却をすべきであり、同時に(2)戦争遂行上必要な物資生産のために工業用機械も売却すべきである(42)，と述べた。

長びく交渉のため日本軍の手持軍費は残り少なくなり3月23日蔵相は外相に、日本側が370万バーツ余を残すのみになったと通知してきたことを報告した。同日、約束により外務省を訪ねた新納に外相の前述3月19日付覚書が経済局長より手交された。覚書を読んだのち新納は経済局長に、金購入の代わりに機械購入を求める件は取下げる。しかし金1グラム4円80銭の価格は市場価格と比して安すぎる所以 At a fair priceに改訂したい、もしタイ側がこれに応じなければ東京の当局者は「やはりタイは日本に協力していない」と考えるだろう(43)と告げた。外務省は大蔵省に意見を求めた。3月27日付で蔵相は1800万バーツの軍費額は認めてよいが、金価格を1942年5月2日の協定覚書で金1グラム4円80銭と定めたのは、日本側からアメリカの金価格を基準にすることを提案した結果によるものであるから、従来の価格を堅持するように答えてきた(44)。

4月7日に新納は、3月19日付の外相覚書に答える覚書を持参し外相に面会した。新納は覚書の中で(1)外相が日本との協力の意思が欠如するなどということはありえないと言ったことを歓迎する。自分自身も両国の友好関係に寄与することを喜びとしており、この精神において金塊よりも機械の方がタイ国の役に立つと考えて提案した。しかし軍費交渉のこれ以上の遅れは日本の陸海軍の困難を増し双方の一般的友好関係をも害する懸念があるので、日本政府にバーツ軍費の約50パーセントに当る金を At a fair price で売却するよう意見を申す用意がある。(2)私が金より機械の売却を提案した理由は機械によって生産される工業製品の供給が物価上昇を抑え国民の通貨への信頼が増すと考えたからである、などと述べ、日本の陸海軍の活動が軍費不足により制約されることがないよう金価格決定は棚上げし、とりあえず軍費交渉を妥結することを求めた(45)。外相はこれに反対し、今回は1グラム4円80銭の従来通りとし次回は別に交渉しようとした。新納はこれに同意し漸く交渉は成立することとなつた(46)。外相の発言を日本側は譲歩と理解したが外相発言は実はビブーン首相の命令だ(47)。外相の発言を日本側は譲歩と理解したが外相発言は実はビブーン首相の命令だ(48)。3月30日タイの閣議はタイ側の次回軍費交渉方針が既に変更されていた結果であった。3月30日タイの閣議はインフレ問題を検討し、インフレの原因を(1)タイからの対日輸出額に比し日本か

表2 タイ輸入品物価指数

	織物 類品 9 品目	織維製品 類品 9 品目	雑貨 類品 11 品目	食料品 類品 11 品目	陶鐵器類 類品 8 品目	金属類 類品 7 品目	薬品類 類品 10 品目	総合 品目 65 品目
1940年12月	100	100	100	100	100	100	100	100
1941年6月	129	137	153	113	123	135	119	130
12月	180	198	262	137	180	180	125	181
1942年6月	465	368	428	207	293	364	276	341
12月	793	455	630	353	366	707	375	518
1943年6月	1272	754	869	622	474	1092	890	860
12月	1517	983	914	774	618	1594	1217	1001

(注) 本統計は日本のバンコク○会の調査による。

(出所) 台湾総督府外事部『南支南洋時報』第38号(1944年9月) pp. 96-97.

表3 バンコクにおける消費者物価指数

	飲食費	住居費	被服費	雜費	総合
1941年12月	100	100	100	100	100
1942年6月	119	125	235	157	147
12月	168	162	374	209	206
1943年6月	217	196	641	276	286
11月	235	246	654	315	317

(注) バンコクのタイ人中流家庭の生活費を基準として日本側のバンコク○会が調査したもの。輸入に頼る被服費及び同じく輸入品である医薬費の含まれる雜費の騰貴率が高い。

(出所) 台湾総督府外事部『南支南洋時報』第38号 pp. 98-101.

らの工業製品輸入が少ないと、及び(2)日本の軍費支出の増大であると判断し今後の軍費交渉では軍費と交換にタイが必要な商品を日本に求めることを決めた(47)。

ビブーンは直接外相に、次回は金塊の代わりに機械を貢えと命令もしていた(48)。4月14日の閣議は1943年上半期の軍費として1800万バーツを供給すること、その対価として得た特別円の半分について1グラム4円80銭で金売却をうけることを承認するとともに、次回は日本が軍費をもっていく場合は交換の物をもってこない限り合意はないという軍費交渉の新原則を確認した(49)。4月19日外相は坪上大使にC協定案を提出し4月22日坪上は次のような公文で外相に答えた。即ち、日本政府からの訓令によれば日本政府は金は通貨安定のために重要であるとは考えていない。しかしタイ政府の熱心な要望に鑑み政治的考慮から、今回の軍費額の半分まで1グラム当たり4円80銭で金を売却する。但し今後の軍費については新しい基礎の上で解決することとそのための方法について直ちに協議を始めることが今回の金売却の条件であると(50)。

3月末になってタイ側の軍費交渉の政策に変化が生じた原因是、これまで軍費交渉は通貨安定のために金塊獲得を求める大蔵省の方針に基き大蔵省主導で実施されてき

たのに対しピーブーン首相が自らイニシアティブを発揮するようになったからである。ピーブーンを動かしたものは表2、表3にみるようなインフレが国民の経済生活に深刻な影響を与えるようになってきた現実であろう。

4月18日付でウィチット外相は坪上大使に、青木大東亜相訪タイに先立ち協議したとして私信を提出した。その中でピーブーン首相の意を代弁して、首相は国内の経済問題を最も心配しており、それ故、領土回復問題には二次的関心しかもっていない、首相はインフレと日常消費物資の欠乏という経済問題を深刻に受けとめておりその原因は軍費供給のための紙幣増発にあると考えていると語り、ついては次の軍費交渉では金売却を求める原則を改め、軍費と同額の機械を求める新原則に合意したいと提案した(51)。この文書からも国民の経済生活の悪化に直面したピーブーンの関心を明確に知ることができる。このようにウィチット外相は坪上にタイ側も交渉の方針を転換に早々に伝えた。しかしこの転換は日本の望む交渉の「新しい基礎」とは逆方向のものであった。

IV 経済悪化と1943年下半期軍費交渉

43年下半期の軍費交渉は開始当初より、軍費と機械・物資を結びつけて譲らぬタイ側と両者を切り離して政治的考慮から早急に軍費を供給することを求める日本側との攻防が展開した。

6月初、坪上大使はウィチット外相に重要案件でピーブーン首相に面会したいと申し入れた。外相は坪上に案件内容をたずねたのち、軍費の件は首相に会っても効果はないと言ふと述べ先づ自分と協議するように求めた。6月3日に両者は協議した。坪上は政治的考慮を求める、両国の最重要事は戦勝であり軍費は戦争に直接必要なものであるから物品の売買などとは結びつけるべきではないと両者の切離しを求めた。外相は首相の物品の売買などとは結びつけるべきではないと両者の切離し求めた。

6月5日、日本側は新納をタイ側はワンワイタヤーコン外務省顧問を代表とする委員会が開かれた。新納は東京には一部、タイが全面的には協力していないと考えている者が存在している、坪上大使が外相に求めたように政治的考慮により合意して欲しい、軍費は単にバーツと特別円との交換をすればよいことであり他の問題をからめるべきではないと主張した。更に日本はタイに経済的援助をすることに吝かではないが

軍費は急を要し機械の輸入には時間を要するから全く別個の問題として別々に話し合おうと提案した、しかしワンは別個の合意とするのはいいが両者を同時にサインしたいと譲らなかった(53)。

統いて6月10日開かれた第2回目の会議ではタイ側は日本への要求リストを提出するとともにその場でリストに名を連ねている国防、交通、工業の三省の局代表者が求めている機械・物品の必要性を新納に対し説明した。この日も新納は軍費と要求リストとを結びつけることに強く反対した。ワンは日本軍の当面必要な軍費は当座貸越の形式で認める、しかし残りの軍費と機械・物品の売買とは同時に合意したいと主張し譲歩しなかった、そこで新納が当面必要な軍費として1540万バーツを求めるにタイ側は額の是非についてチャイが長である日タイ同盟連絡事務局と協議するように求めた(54)。

6月12日坪上はウィチットを訪問し、従来の軍費交渉では外務、大蔵の2省のみと交渉すれば済んだのに新たに日タイ同盟連絡事務局を介在させて交渉を長びかせかつ減額しようとするやり方は軍費の緊急的必要性を理解しようとしている態度であると批判した。外相は軍費は内閣の承認事項だが閣議でどうして巨額の軍費が必要なのかと疑問が呈された場合、タイ軍の一機関である日タイ同盟連絡事務局が軍の立場で専門的に検討した額だと答えれば通りがよいと説明した。この席で坪上は、1943年下半期の軍費要求額を記した公文を外相に手交し正式に要請した。総額は8740万バーツで、内訳は泰緬鉄道建設費2000万、クラ地峡横断鉄道建設費1500万、陸軍3800万、海軍1440万であり、このうち1540万を至急欲しいという内容であった。更に坪上はその場で注目すべきことを付け加えた。即ち、現在交渉中の機械や物品の他にタイ側が金塊を欲するなら日本は売却する用意がある。また東京に保管中のタイの金塊はタイが現送したいなら日本は反対しないと(55)。この会談の報告を読んだ蔵相は坪上の発言に注目した。蔵相は6月15日外相あてメモに、外相は熱心に日本から機械を取得しようとしているが坪上が金売却を提案するほどであるから日本はタイが欲しがる物を既に持っていないのかもしれないと記した(56)。

6月19日の閣議は、8740万バーツの軍費交渉は日タイ同盟連絡事務局が担当すること、1540万については当座貸越を認めることを決めた。この席でピーブーン首相は外相に、バンコクでは激しく攻めているから東京でもこれと連携して交渉するようという訓令をディレック大使に出すよう指示した(57)。外相はディレックにバンコクで日本側に手交したものと同一の機械・物品要求リストを送り「我々がいかに機械を欲しているかを十分認識して交渉するように(58)」と訓令した。また外相はピーブーン首相

に、要求リスト中の優先順位をつけることを求めた。

ところが首相の物が取れねば軍費は出さずとの強い指示に基き外相を中心に日本に激しく迫った交渉はここで中断してしまう。7月21日に6月19日の閣議決定で交渉担当者とされたチャイ日タイ同盟連絡事務局長が新納と話し合いを始めるまで、軍費交渉は途切れてしまっている。しかも7月21日の会談でチャイは新納に、機械取得ではなく市場価格統制への協力を求めた。このようにタイ側の交渉窓口が外相からビブーンの腹心であるチャイに代りかつタイ側の要求内容も変化した。この変更はビブーン首相の指示によるものであろうが、何故ビブーンがあれほど執念を燃やした機械・物品取得を更に続けては追求せず市場価格統制に要求を変えたかは不明である。それは7月21日にチャイが首相に具申したようにインフレに対しとにかく即効的効果を求めたから⁽⁵⁹⁾であったかもしれないし、あるいは7月3日から5日まで訪タイした東条首相が領土回復という手土産を持って来たことが寄与したのかも知れない。

しかしその理由が何であれ6月にあれほど強行に交渉したにも拘らず機械・物品は皆目入手できなかった経験を通して、日本の国力に対する不信と見限りがビブーンの心に生じていたことは間違いない。彼が日本を見限り始めたことは、合理的安全性が確保されるまでは求めないと約しておりかつ日本側が嫌がることが明白である金の現送を公然と日本に要求したことに現われている。即ち8月2日から28日まで訪日中のウィチット外相に対し、8月10日付でビブーン首相（外相代行）は日銀にイヤマークされている2476万1104.6グラムの金塊をタイへ早く現送できるように最善を尽して日本と交渉せよと訓令した⁽⁶⁰⁾。ウィチットに打診をうけた青木大東亜相はタイは金を現送する権利は有するが、現送中の安全に不安があり空輸するには飛行機が不足していると再考を求めた。この要求が日本側にいかに不信感と不快感を生じさせるかはウィチットも十分認識していた。金準備を手元において国民の通貨への信頼を高めたいというタイ側の表面上の理由に対し「日本は口では現送を認めるというが内心は現させたくないことはよく判っている、しかしタイの利益のため全量ではなくとも現送する努力をしよう」と8月16日、箱根でのタイ側幹部会議でウィチットは語っている⁽⁶¹⁾。

バンコクでの軍費交渉に戻ると、7月21日チャイは新納に、時間のかかる機械取得交渉の成果を待たずにタイの市場価格統制に日本の協力を求みたいと新しい提案をした。機械取得と軍費供給とをリンクさせたタイ側の難題に苦しんでいた新納は「成果が出るように尽力する。もし成果がなければ辞職する⁽⁶²⁾」とこの新提案を歓迎した。しかし軍費と市場価格統制とが再び結びつけられること（connected）を恐れて、新

納は7月23日ワンを訪問し、両者は別個の問題である、もし両者を結合すれば東条首相以下日本首脳部は強い不満を感じるし、タイはバーゲニングをしていると見る者もいよう⁽⁶³⁾、と訪タイしたばかりの東条首相を持ち出して牽制した。

同日、チャイから新納に統制しようとする物品リストと方法についての案が提出された。その案は日本政府はリスト記載の物品をタイ政府に引渡すこと、引渡価格は東京価格に必要経費及び10~20%のコミッションを加えた範囲内であることを内容とし、リストには医薬品、缶ミルク、砂糖、マッチ、ロウソク、石けん、セニイ製品、機械、灯油、化学品、電気機具、タイヤ、ベルト、自動車、自転車、用紙、タバコ、染料、ガラス製品、ビールなど57品目が挙げられていた⁽⁶⁴⁾。ほとんどが輸入に頼っていたタイの工業製品は当時は少量の上海からの輸入を除けば全て日本からの輸入であった。そこで日本商社が輸入する工業製品を東京での価格を基礎としてタイ政府が日本政府の協力をえて買い上げ、安い公定価格で国民に売ろうとしたのがタイ側のいう市場価格統制策であった。7月26日新納はチャイに会い、市場価格統制は日本政府保証ではなく坪上大使とチャイとの間の合意としたいこと、統制品数が多すぎるここと、東京価格は政府補助金で安くなっている物もあるので基礎とすることはできないことを告げ、一方、チャイの方は軍費を6000万に減額したいと申し入れた。同日チャイはデート・サニットウォン商相と相談し、統制品数を14に絞った⁽⁶⁵⁾。7月28日閣議決定がなされた。7月31日ウィチット外相は坪上大使に1943年下半期軍費として特別円を対価として6000万バーツを供給する、もしこれで不足した場合は改めて日本側と協議する用意があるという趣旨の公文⁽⁶⁶⁾を手交した。一方、坪上も外相にあてた同日付の公文で、タイに輸入される医薬品、布地、織糸、機械、金属製品、化学製品、電気機具及び部品、自動車及び部品、ゴム製品などの販売において、輸入業者の利益が20パーセントを超えないようにタイ政府が統制するという原則を基礎として両国関係機関は協議してプランを作成する、そのプランを実現するために必要な措置を日本政府はとる用意があると約した⁽⁶⁷⁾。

ここに減額はされたが1943年下半期の軍費協定が成立したのである。しかし成立後未だ2ヶ月を経ない9月23日、坪上大使は外相に同年下半期分として戦争激化により8320万バーツの追加を求めるという公文を提出した。下半期分として既に取得した6000万を加えると1億4320万の巨額に上り、その内訳は泰緬鉄道建設費3500万、クラ地峡横断鉄道建設費2000万、飛行場建設費1300万、陸軍6000万、海軍1520万であった⁽⁶⁸⁾。

7月末に合意した市場価格統制についてはプランも未だ作成できず、8月に駐日大

使館が大東亜省に提出した、首相自らが優先順位を付した機械・物品要求リストにも何ら回答はきていたなかった。タイ側には軍費額を抑えかつ金売却を求めるという従来の原則に再び戻る以外に方法はなかった。10月5日チャイ日タイ同盟連絡事務局長は大蔵省と協議して全額で4000万バーツを超えるものとしうち2000万は特別円と交換するが、残りの半分即ち1000万については金売却を求めるなどを決めた。このうち新納はチャイと数度にわたって交渉し、満額の供給を求める一方で金売却量を少なくしようと努めた。チャイは(1)日本に2000万バーツについては特別円との交換を認める、(2)更に6320万を日本が求めるならその半分につき金売却をすること、(3)今後もバーツ資金との交換においてはその半分につき金売却をすることの3原則を決め、自らが内閣書記官長を兼任する内閣に報告した(69)。

10月17日閣議は、6000万バーツは既に尽きてしまったという日本側に対し2000万の当座貸越を認め、しかし残りの額についてはその半分の金売却の原則を確認した。10月19日新納は外相に覚書を提出し、日本政府の訓令を次のように伝えた。即ち(1)軍費は日タイ共通の大義のために絶対的に必要なものであるから金売却を軍費供給の代償として考えるべきではない、(2)故に軍費供給額に対してその何パーセントにつき金を売却するという原則は受け入れられない、(3)しかし日本はタイ政府に最大の同情的考慮を払いタイ政府が金売却が軍費とは別個の問題であると認めかつ量がタイが求めるほど多量ではなく、価格が生産費等を基礎とした fair and reasonable なものであるなら金売却を行なうと。そして半分の3160万ではなく2500~2600万の金売却で妥協するよう求めた(70)。

翌10月20日には坪上と新納は外務省を訪問した。この席で坪上はワン顧問に「駐タイ軍司令官中村明人中将がピブーン首相に会って既に説明したように日本軍は重要な作戦を開始しなければならない。ピブーンはこれに援助すると答えていた。日本軍の当座借越の2000万バーツは底をついており至急首相に検討をお願いしたい」と申し出た。更に新納は「日本政府は3000万バーツにつき金売却を認める、但し価格は1グラム5円95銭である。(71)」とあとに続けた。彼の案は前日の提案よりは譲歩したものであった。ウィット外相が駐日大使に転出したので外相代行の任に就いたタムロンは10月22日付で軍費交渉の経過を首相に報告し、金売却量3000万バーツは3160万に近いので認めていいのではと具申し、価格については駐日大使館の日本での交渉結果を待ちたいと報告した。ピブーンはこの具申を了承した(72)。

駐日大使館からは10月21日付でタゥィー・タウェーティクン臨時代理大使より、東京での大蔵省原口局長との交渉の成果が報告された。その報告は金価格については進

日タイ同盟下の軍費交渉

展はなかったが、金現送につき彼が「東京にイヤマークした金を置いていてもタイ国民の通貨への信頼をつなぎとめることには役立たずかえって日本政府の善意が誤解されるおそれがある。」と現送を求めたところ原口はタイ側が危険負担をするならば現送を政府に提案する用意があると答えたという報告であった(73)。10月22日付で新納は覚書を再度提出した。この覚書では1グラム4円80銭の金価格は金への振替を予定しない名目の価格である、1943年上半期軍費交渉で50パーセントの金を1グラム4円80銭で売却した際に新たに両者にとって公平で満足な原則を協議すると約束している、軍費は日タイ双方の大義と利益のために必要なものである等々を主張し、1グラム5円95銭を繰り返した(74)。タイ側はしかし譲歩しようとはしなかった。それは石井康参事が内密にということでウイット前外相に、新納が個人の考え方で金価格を上げたがっていると内話したこと(75)が一因であったのかも知れない。

この後日本側は大幅に譲歩した。タイ側が次回軍費協定においては金価格を改訂すると約束することを条件として従来の1グラム4円80銭で日本側は妥協したのである。即ち10月29日付で坪上大使は3000万円分の金をグラム当4円80銭で売却する、但し将来の売却においては1942年5月2日の協定覚書によらない a fair and reasonable price を双方が合意することを了解するという趣旨の公文をタムロン外相代行に提出し、外相代行も公文でこれに答えた(76)。

5ヵ月に及んだ1943年下半期軍費交渉も、従来同様タイ側の粘りによってタイ側ベースで終始した。この過程でタイ側が求め日本側も合意した機械・物品の供給、市場価格統制には成果らしい成果は見られなかった。タイ側は日本の実力への不信を覚え、戦中においてはそれまで要求したことのない金現送を求めるまでに至った。とはいえ日本側にもこの時点ではまだタイの求める金売却には応じることができる余力は残っていた。

V 戦局悪化と1944年上半期軍費交渉

1943年半ば以後、戦局の悪化が頭在化してきた。そのため日タイ双方はともに一周の苦境に立たされ、その軽減のためには互いに相対立する要求を一層強く主張せざるを得なくなった。加えて戦局の悪化は日タイの同盟関係を完全に形骸化し、タイ側は敗戦後を考慮に入れた対日要求の度をも強めることになる。

戦局の悪化で戦場はタイに近づき、日本側の軍費要求は倍増するが、一方、その見返りをタイに与える日本の能力は、それが金塊であれ機械・物品であれ、日々減少していく。巨額の軍費を要求されるタイ側の立場からみれば、軍費支出の悪影響は単

に経済面に限らず、国内政治の面にも及ぶようになった。即ち、国民のピブーン政権への不満、不支持が増大したのである。軍費はその対価として得た特別円を準備金とする紙幣増発によって供給されたため巨額の軍費そのものがインフレを招くだけでなく、加えて潤沢な軍費をもつ日本軍や納入商社が限られた商品を市場価格を度外視して買い漁るために、インフレは一層加速されたのである。工業製品の輸入杜絶とインフレの影響の直撃をうけた人々は、世論形成の中心をなす都市住民である。更に彼らの上には空襲による打撃も加わった。厭戦的反目的となった国民を前にピブーン政権はその怨嗟的となることを避け、民心をつなぎとめておくためには、日本側に対し強い態度に出る必要があった。そのために日本側の要求とは正反対に軍費供給はできるだけ少なく、見返りはできるだけ多くという方針がとられたのは当然であった。更に戦局の悪化は日本の敗戦を予想させ、敗戦とともに特別円の無価値化が見込まれた(77)のでタイ側は可能な限り金の売却を求めようとし、また既に日本でイママークされている金も手元におくため相当の犠牲を払ってでも現送しようと努めた。日タイの互いに正反対の要求が激突する中で1944年上半期の軍費交渉は行なわれた。

まず1943年半ば以後の日タイ同盟関係の形骸化を日タイ双方の資料よりみておこう。1943年5月12日、タイ閣議は戦争の展望についての判断を外務省を中心として極秘に実施させることを決定した。5月24日ウィチット外相、ワン顧問、バック・ケートサムリー総軍参謀長、チャイ日タイ同盟連絡事務局長らを中心とした検討の結論は、欧州の戦局がアジアでの勝敗を決定する、戦局を見極めるためにはもう少し待たねばならないとしながらも、連合国との日本攻撃の方向によってはタイが戦場となることを予想する悲観的なものであった。彼らはタイが戦場となるケースとして、ビルマの日本軍がタイに逃げ込んだ場合、或いは連合国軍のフィリピン占領後にインドシナ、タイに向けて攻撃が実施された場合を考えた。日本が弱体化した時、反対側に寝返るという政策変更も議論された。しかしその実行は困難と見られた。また1944年の1~2月にはタイは空襲を受けるだろうと予想した(78)。

こののち7月3日、東条首相が訪タイした。日本の占領地であるマレー、シャン州の一部をタイ領に編入することを認めるという土産をもっての訪タイであった。これによってピブーン政権を抱き込もうとする日本側の期待は大なるものがあった。『大本営機密戦争日誌』の1943年6月30日の項は「三、東条總理ハ本日東京ヲ出発シ南洋方面旅行ノ途ニ就ケリ『ピブーン』『バーモ』ニ与フヘキ政治上ノ土産ヲ持參シテ行ケルカ本年十一月ヲ期シテノ政略態勢ノ整備ハ着々進行シアルヲ喜ヒ其ノ効果ヲ期待スルヤ大ナルモノアリ(79)」と記し、同じく8月20日の項には「与フヘキモノハ既ニ与

ヘタリ現地ニ於ケル日本側機関ハ泰国ヲ指導シ戰時態勢ノ整備強化ト大東亜戦争ノ協力態勢ノ整備ニ邁進スヘキナリ……(80)」と記されている。

しかし日本側の期待とは逆に、9月8日のイタリアのパドリオ政権の降服頃より、タイ側の離反が日本側にも明白に認識されるようになる。当時参謀本部作戦課長であり、10月よりは第一部長に昇進した真田稟一郎少将は9月18日頃の業務日誌に「泰ノ民心ハ伊ノ結果稍動搖 親英派大衆米英ノ勝利ヲ云々スルモノ少カラズ(81)」と記し、9月20日には「仏印ト泰 泰ハ最近オカシイ 軍司令官ヲ代ヘヨ 伊太利ニスルナ(82)」と記した。

ピブーンは東条首相が期待した大東亜会議への参加を坪上大使や中村軍司令官の懇請に(83)も拘らず拒んだ。坪上大使はピブーンは「對日屈服ヨリ国内政治情勢ハ紛糾スヘキコト等ノ理由ヨリ日本カ強イテ上京ヲ強要スルナラハ議会ヲ開キ理由ヲ具シテ首相ヲ辞職シ新首相ヲ東京ニ派遣致度意見ナルコト」を本省に伝えた(84)。大本営は「『ピブーン』ノ態度ニ憤慨セサルモノナン 泰国ノ動搖ハ泰国ノ戦略的地位ニ鑑ミ忽ニ出来サルヲ以テ対策ヲ深刻ニ研究セントス(85)」であった。

1943年12月19日の夜からバンコクはしばしば敵機の空襲をうけるようになった。ピブーンはペッチャブーンへの遷都を急ぎ、これは日本側には日タイ同盟からの離脱とうけとめられた。1944年2月1日の『大本営機密戦争日誌』は次のように記している。

泰国政府ハ盤谷ノ移転並ニ盤谷ヲシテ首都タルノ地位ヲ喪失セシムルノ勅令ヲ公布セリ本回ノ泰王国政府ノ採レル措置ハ日泰同盟条約ニ基キ共同戦争完遂ニ邁進シツツアル同盟國ノ態度トシテ誠ニ遺憾ニシテ敵側宣伝ニ乘セラル虞大ナルヲ以テ……(86)

タイ側首脳の方も、タイ国民の厭戦気分や、タイ人が日本と運命をともにしようなどとは考えてはいないことを隠そうとはしなくなった。ディレーク駐日大使はその職をウィチット外相と交代し、1943年10月末から外相の職にあったが、1944年2月11日訪タイした大東亜省南方事務局政務課長萩原徹と会見した際、萩原が「現在日本は全ての物を戦勝のために動員しており、あなたも在日時に御覽になったように政府は国民に欲しがりません勝つまではと言わせている。貴国も同じように国民に説明して欲しい。」と求めたのに対し、ディレークは「事情が異なる。貴国は生きるか死ぬか命がけで戦争をしている。タイ人にあなたのような説明をしたら、彼らはどうして戦争しなければならないのかと聞き返すでしょう」と答えている(87)。

1944年上半期の軍費交渉は、1943年12月16日坪上大使が新納参事官とともにディレ

ーク外相を訪問したことに始まる。坪上は年初にも敵はビルマやマラヤを攻撃する事が予想されるので日本側はそれに備えねばならず多額の軍費を必要とする、同盟条約に従ってタイ側に援助を求める事、タイ側は軍費と引き換えに金売却をこれまで求めてきたが金売却は軍費とは別個の問題としたいなどと述べ、これらの点を首相に直に会って合意しておきたいと申し入れた。外相の報告を受けたピブーンは、会っても何の役にも立たないと拒否するよう指示するとともに、軍費問題は12月18日の閣議にかけるよう命じた(88)。閣議は金の現送、産業機械・武器その他の物資を共存共栄の原則に従い求めること、軍費の詳細を公開させてその節約を求めるなどの交渉方針を決め、外相、蔵相、商相及び日タイ同盟連絡事務局長の4閣僚（チャイも国務大臣）を軍費交渉担当者と決めた。(89)

12月23日坪上と新納は再び外相を訪問した。外相は軍費交渉を開始してよいと閣議が決めたから日本側の準備が整えばいつでも開始できると告げた。坪上はこれに対し、重要案件でありかつ本国政府の訓令もあるので是非首相に会ったのち交渉を開始したいと再度要請した(90)。この日坪上は公文で、1944年上半年期軍費要求額を公式に伝えた。総額は2億7500万バーツに上り、内訳は泰緬鉄道建設費5000万、クラ地峡横断鉄道建設費2000万、飛行場及び道路造成費3700万、木造船造船費1500万、陸軍1億500万、海軍4800万であった。公文の中で戦争の激化により軍費は至急必要であり、かつ軍費のうちほぼ半分は戦後もタイの利益になる恒久的建造物建設に使うものであるからとして、特別円を対価としてのバーツ供給を求めた(91)。ピブーンは坪上に再度面会を求められ翌24日に面談した。坪上は陸海両武官を帯同し巨額の軍費が必要な理由を両者に説明させた。ピブーンは「軍費には反対しないが日本の方も我々を助けてくれ(92)」と答えた。

12月25日タイ側の担当閣僚たちはワン外務省顧問、ウィワットチャイ大蔵省顧問、駐日大使館参事官から通商局長に転じたタヴィーらを加えて第一回内部会議を開いた。この会議で前日のピブーン坪上会談にも同席したチャイが対日交渉の7原則を提案し承認された。その(1)は、製紙機械、苛性ソーダ製造機、紡績・織物機、鉄道用ディーゼルエンジン、タイヤを求める、(2)1グラム4円80銭の価格で金を軍費供給額の50パーセントまで購入する。(3)日本船による金現送。これが不能の場合は日タイの協力による現送、(4)兵器及び飛行機購入、(5)軍費供給額削減、(6)タイ側で日本軍のために軍用品を買い付けて日本軍に供給するとともに、日本軍が雇用するタイ人の高額の労賃をも再検討して日本軍の軍費支出を節減する、(7)医薬品の購入(93)、であった。

12月28日第一回日タイ軍費会議が開催された。タイ側出席者は第一回内部会議のメ

ンバー、日本側からは坪上大使、石井康、新納克己の両参事官、陸海軍代表及び日銀の中島福三郎が出席した。会議は劈頭より24日のピブーン発言をめぐって紛糾した。坪上が「ピブーン首相は2億7500万バーツの額には反対しなかった、東京にも既に連絡済であり、絶対に減額はできない。」と主張したのに対し、ピブーン腹心のチャイは首相の意図は金額も含めて日本側と交渉することであると反論した。結局双方の軍の間で別の場で話し合うこととした。次いで外相は日本の対タイ援助について質問した。坪上は金売却の用意はあるが日本の金鉱業は縮小されたので量は多くはない、日本はタイの工業を振興する政策を有しているが船腹不足なので機械は直ぐには輸送できないと答えただけで、具体的な回答はしなかった。

ワニット副蔵相は金現送と金売却問題を持ち出した。彼は戦前2億バーツであった紙幣流通量が6億バーツに増加している現実がある、もし金が現送されないと人民の通貨への信頼が失なわれると語った。続いて外相が日本の友人として言うのだがと前置して日本が金を売却するという従来の政策を続けることができないとわかるとタイ国民に誤解が生じ、それは日本に悪い結果をもたらすであろうと半ば脅迫すると、坪上は今回日本が多量の金を売れないということは日本の戦力が弱っているということではない、日本の総力は向上している。この点をタイ政府が正しく国民に説明するよう求めたいと苦しい弁明を行なった。タイ側は次いで国民生活に不可欠な織維製品等を国内生産できるように援助を求めた。会議の最後に坪上はこれまでの軍費交渉では結着までに時間がかかったので外部には日タイ間は親密ではなく日タイ協力はうまくいっていないという誤解が存在する、誤解を是正するためにも至急軍費協定に合意して欲しいと求めた。これに対し、外相は軍費が至急必要なら当座貸越での引き出しを認めるから支障はないと坪上の要望に応じなかった(94)。更にチャイは戦勝のためなら日本が求めるものは何でも与えるが、同時にタイ国民のことも考慮に入れて欲しいとピブーンが坪上に語ったことに言及し、日本の巨額の軍費支出がタイ国民の経済生活に及ぼす悪影響の大きさと、それが国民の政権不支持となってピブーン政権が不安定化することに日本側の注意を喚起した。

12月30日に第2回目の日タイ会議が開かれた。今回は日本が売却できる金の量と価格についてのより具体的な交渉となった。タイ側はタイ通貨への国民の信頼確保を理由とし、また戦前の日本の金年間生産量は75トンであるから生産能力は十分あるとして、従来通りの50パーセントの金売却要求を繰り返した。これに対し日本側も戦時の産業再編で金鉱業が縮小したので売却する金がないと前回の回答を繰り返した。金の価格についてウィワットチャイは、10月29日の公文で確認した今後の価格はa fair and

reasonable price を用いるとの合意を無視して4円80銭を求める、新納は生産コストの上昇を理由に5円95銭を譲らなかった。双方は各々の要求を持ち帰り検討することにした。この会議で外相は金現送に特に強い関心を示した。彼は金の現送はタイ国民にタイ側が日本を助けてきた代償として日本側もタイを助けているということを示す政治的效果が大きいことを理由に挙げ、日本側に現送を求めた。そしてもし日本側だけで現送が困難ならタイ側も協力すると付け加えた。日本側は現送中の危険負担者を明確にしないと現送はできないと答えた。更に商相はこの場でタイ側の求める機械・物品リストを日本側に渡した(95)。

これら日タイ会議について外相から報告をうけたピブーン首相は、軍費は出してもいいが代りに物か金を必ずタイまで運んでこなければならないと指示した(96)。ピブーンは8月以来交渉を続けてきた金現送を実現させようという固い決意を有していた。12月22日付でウィチット大使が、日本当局は現送費、保険料をタイが負担するなら500キログラムの金を空輸することに合意する用意がある、日本側が現送コストを負担すると定めた当初の原則には反するがコストは1万バーツ程度であるからタイ負担で現送を推進したい。訓令を講じと言ってきた(97)。この電報はディレークとチャイからピブーンに報告された。チャイはこれは日本側が現送コストを負担するという原則に反するので現在進行中の軍費交渉の中で交渉してみることにしたいと意見具申した。しかしひびーの答えは「直ちに現送に合意せよ。コストは我方で持つ。現送に我方の人間が同行してくるべきである(98)」であった。

12月26日外相はウィチット大使に、現送コストは日本負担すべきものだが首相の命令により直ちに我方負担で現送すべし、但し今回は例外であることを確認しておくことと訓令した(99)。ピブーン首相は現送を急ぎ、空軍に命じてタイ側から受領にいくよう準備させた。1944年1月10日パック総軍参謀長は空軍の準備が完了したので早く日本側と交渉を成立させることを外相に求めた(100)。1月12日付でウィチット大使は青木大東亜相がタイ側が現送コスト負担すれば500キログラムの金現送ができることを約したと再び報告してきた。1月20日外相も再び現送を訓令した(101)。

一方、年末の日タイ会議で歩み寄りのないままとなっていた軍費交渉は1月27日に再開された。この日、まずタイ側だけの内部会議が開かれ、この席で1グラム4円80銭で軍費の半分にあたる金を売却せよという要求を押し通すことを決定した。ついでタウイーが12月30日に日本側に提出した要求物品リストに対し、日本側から何の回答もないことを報告すると、ボリバンユッタキット蔵相は「前回も日本から物品は何もとれなかった。一方日本軍は軍費を引き出してしまった」と不満を漏らした。外相は

何も得られなければ軍費にサインしないまでだと応じた。タウイー通商局長は金を要求するタイ側の意図を東京の日本側は政治的に見ている、つまりタイ側が英米が勝つと信じているから金塊を要求するのだと見ている、このように日本側に不信がある以上金獲得や現送はタイが期待するほど簡単にはいくまいと東京での経験に基き見通しを述べた(102)。

内部会議に引き続いて第3回日タイ軍費会議が開かれた。ディレークは直ちに日本側に検討結果を質問した。新納は政府の訓令によるとして、生産コスト上昇により5円95銭以下には下げられないこと、金生産縮小により売却量は2000万円が限度であること及び金現送についてはタイ側が現送中の危険負担を負うなら好意的に検討すると答えた。日本側が初めて明らかにした金売却量は軍費の7.27パーセントにしか当らない。タイ側はこの回答に驚き、外相はその2000万円分は全て現送するように求めた。チャイはタイは軍費供給の見返りとして東京に6億円近い特別円を持つことになるが、日本から輸入できる物は年間で5000万円にも達せずタイ国民は高物価でものを買わねばならないという多大の犠牲を強いられている、日本から購入した金も現送できるのはわずかな量である、しかしこれまでは少なくとも日本はバーツを軍費として持っていくがその半分については金を売却して返していると国民に説明することはできたが、日本側に理解と再考を求めた。外相は更にウィチットが交渉中の500キログラムの金の現送の他にも大量の現送を求めること及び直ちに金売却ができぬとも翌年以後売却してそれが軍費の50パーセントにまで達するよう求めた(103)。

この会議のち新納は、2月3日には外相やウィットチャイを、2月4日にはチャイを訪問し、日本側には売れる金塊の手持ちが本當になくこれ以上は無理である、価格も5円95銭から下げるることは無理であると説得して回った。新納との会見では外相は2000万円分の金の現送を強く求め新納が「助ける」と答えたので今回購入する金塊は全て空輸されると理解し内閣に報告した(104)。但しこれは外相の誤解であることが直に判明した。

2月11日大東亜省の萩原徹課長がディレークを訪問し、日本の金生産力について、金鉱業は全く停止している、銅鉱の一部に金が混入しており副産物として年間4000～5000万円の金が生産されるのみだと説明した(105)。2月7日に開かれたタイ側の軍費に関する内部会議では、蔵相は1943年下半期軍費交渉時に要求した機械は今日に至るまで未だ入手していないと語り、商相も12月30日にタイ側が求めた7品目のどれも入手しておらずただ防護機のみが現在海送中であると報告した(106)。

タイ側にも、日本の国力は既にタイ側の要求には応じられぬ程低下していることが

歴然としてきた。2月24日に開かれたタイ側の内部会議では次のような会話も交わされた。即ち外相が「もし日本側が金塊がないと答えたら、我方はもう出せないのは確か、それが最後の言葉かとだめ押しすべきである。そうしたら日本は敢えてそうだと答えるだろうか。」と問うたのに対し、商相は「日本側は敢えてそうだと答えるにちがいない。」と答えた(107)。タイ側は日本側が大国の面子をつぶしても自己の能力欠如を明白に認めるまで弱体化したと見たのである。同日引き続いて開かれた第4回目の日タイ軍費会議では一ヵ月前と比し何の進展もなかった。

タイ側に対して与える物がなくなってしまった日本は長びく交渉の打開のためにピブーンとの会談を求めた。3月13日坪上はロップブリーにピブーンを訪ねた。この場には例によってチャイが同席した。坪上は(1)今回の軍費に関し5000万円分の金を売却する、うち2000万円については本年中に、残りを翌年より年間500万円ずつ3000万に達するまで毎年売却する。価格は1グラム5円78銭とする。(2)日本はタイに売却した金塊についてタイ側が現送のコストとリスクを負担すれば現送に応じる、という覚書(108)を提出した。首相は「軍費は我々の1年間の国家予算よりも多いバーツを日本に貸さねばならぬ問題である。我々は人民の通貨への信頼を担保するため金塊を得ることに努めてきた。現在紙幣の量は多く一方物品はない。紙幣は紙切れ同様で何も買うことができず国民は苦しんでいる。妥協の方法は金よりも物や機械をもらうこと、たとえば国民が必要な布地とか自動車部品とかタイヤを送ってくることだ。現在労務者も紙幣は欲しがらない、賃金の代わりに工事の道具をもって逃げる者さえいる(109)」と語った。坪上はピブーンは原則的に合意したと理解し、その旨本省にも報告した(110)。

しかしタイ側の行動は遅く、坪上の覚書が外務省に届いたのは3月18日、タイ側軍費関係閣僚が検討したのは3月20日であった。3月30日になって坪上は結着を促進するため3月13日の覚書と同文の公文を外相に提出した。同時に12月30日のタイ側の商品要請リストへの回答を覚書として提出した。タイ側が求めた物のうちタイに到着していたものは5000錠の紡績機械と110の織機に過ぎなかった(111)。この席で坪上はディレクター外相とチャイ外相代理を前に早期結着を求めた。チャイはロップブリー会談でピブーンが述べた布地の件を持ち出し、日本政府に1700万メートルの布地を要請した。彼はこの難題を持ち出しながら、もしこれだけの量の布地をタイ政府が入手できればバンコクの日本人織維商には大打撃かもしれませんと日本商人の売り惜しみを皮肉った。坪上は休暇帰国を理由に軍費の速やかな結着を求めたが、タイ側は先づ布地についての回答を求めて結着を拒否した。坪上は「軍費交渉をいろいろいって引き

延すのは日タイ関係にとって宜しくない(112)」と怒るが何の効果もなかった。外相の坪上との会見報告書を読んだピブーンは4月4日「日本は軍費が得られねば両国関係はよくないと文句をつけるが、我々も布地が得られねば両国関係はよくないと公言すべきだ」と会見報告書に書きつけた。4月5日の閣議は、金価格は1グラム5円30銭、売却量は本年3000万、翌年以後軍費の40パーセントに達するまで売却を求める、金現送及び日本からの物品獲得を促進すると決定した(113)。タイ側は相変わらずの強硬方針で軍費交渉を妥結する道は求めなかつたのである。

4月6日坪上は再びピブーンと会見した。この席で日本側は本年につき3000万円分の金売却、以後毎年500万円分を4年間売却すると譲歩を行ない、これにピブーンも応じた。また金現送については戦中に限り現送費保険料はタイ側が負担することで合意した。この合意は翌4月7日の閣議で了承された(114)。

4月8日第5回目の日タイ軍費会議が開かれた。前日の閣議決定にも拘らず、外相はピブーンの命令によるとして金購入価格を5円78銭で応じた見返りに金の現送は日本負担でお願いしたいと言い出した。新納は金現送は合理的安全性がある場合のみ日本の負担で実施するという原則ではないか、現在は戦争中で合理的安全性の要件に該当しないだけではなく、戦争に必要な飛行機を現送に使用するのは犠牲が大きすぎると反論した。この席で日本側は翌9日に坪上が日本に出発する前に合意したいと強く要請した(115)。漸くこの日、(1)金売却の量、価格、及び戦後の金現送の危険負担についてのタイ側公文、(2)1944年上半期軍費として2億7500万バーツを特別円を対価として認めるというタイ側公文、(3)1700万メートルの綿布及び12月30日付の覚書で要請された物品を1945年3月末までに供給するように努力するという日本側公文が各々手交された(116)。ここに12月半ば以来4ヵ月近くを要した軍費交渉は成立した。

この交渉の過程でタイ側は日本の国力の衰えをまざまざと知った。増大する日本側の軍費要求に対し、タイが実際に獲得できた見返りはほんのわずかであった。金現送については44年2月1日付でウィチット大使が「タイが金現送を求めるのは反枢軸側の勝利を予期しているからだと日本に疑われないよう慎重にやらねばならない(117)」と言ってきたが、ピブーンは意に介せず現送に執着した。しかし彼の首相在任中の7月までには実現しなかった。

おわりに

本稿は日タイ同盟の傘の下で継続的に行なわれた軍費交渉をできるだけ史料に忠実に描き出すことで、日タイ同盟の実態の一侧面を明らかにしようと試みた。ここで明

らかになったことは、タイ国民を支持基盤とするピブーン政権は国民の利益を儀式にして日本側に応じることはなく、逆にタイ側の利益を最大限にするために粘り強い交渉を行なったことである。タイ側が軍費交渉において最重要と考えた利益は同盟初期と戦局が悪化した時期とでは異なっていた。初期においては通貨の安定のための金獲得であり、次いで国民の経済生活における物資不足、物価高騰に対応して、国内工業育成のための日本からの資本財輸入及び工業製品の輸入要求であった。戦局が悪化し日本の国力減退が明白となると金現送要求となった。当初は大蔵省、外務省の判断で交渉が行なわれたが、中期以後、国民生活の悪化に直面したピブーン首相のイニシアティブが強くなかった。

一方、本稿が日本側史料の欠如によりタイ側史料に基本的に依拠せざるを得なかつた点は割引いて考えられるべきかもしれないが日本側の交渉のまづさが目立つ。日本側がお題目の如く唱える同盟の大義や東京の意向の効力は弱く、かつ本省と駐タイ大使館間及び大使館内の統一性の欠如のためにタイ側に譲歩して結着せざるを得なかつた。特に日本に与える物がなくなった中期以後は、交渉において日本の無力さをさらけ出すこととなつた。この頃より日本軍のタイへの増強が始まり、交渉において武力の役割が増大するようになるであろう。しかしその時期は1944年半ば以降クアン内閣になってのことでありこの時期については別稿に譲るものとする。

〔付記〕財団法人大和銀行アジア・オセアニア財團の助成金により本研究のための資料収集調査の一部を実施した。ここに感謝の意を表する。

注

- (1) Direck Jayanama, 1970, *Thai kap Songkhramlok khrang thi 2*, 2nd ed., Bangkok : Thaiwathanaphanit. pp. 168-173.
- (2) 原寿雄手記, 1968, 「備忘録——青年将校時代」p. 13. 尚、正確には軍費は議会通過を要しない、この点は原の記憶違い。
- (3) 軍費交渉についての日本側史料は外交史料館所蔵の「大東亜戦争関係一件、タイ国問題、進駐軍軍費問題」をみることができるのみである。
- (4) 『国際経済週報』, 1941年12月20日号, p. 24.
- (5) 三井調査1941年2月4日, 『英國ノ泰國ニ対スル経済的地位』(成蹊大学図書館三義経済研究所資料)
- (6) 『国際経済週報』, 1941年11月1日号, p. 38.
- (7) 『貿易統制会会報』, 第1巻第3号(1942年7月), p. 5.

- (8) 『エコノミスト』, 1941年9月1日号, p. 3.
- (9) Direck Jayanama, 1970, pp. 82-83.
- (10) Samnakgan Lekhathikan Saphasetthakit haeng Chat, 1952, *Sathanakan Setthakit khong Prathet Thai*, Bangkok, p. 38.
- (11) 愛知揆一, 1942, 『最近に於ける泰國の一般事情』, 全国經濟調査機関連合会, p. 15.
- (12) Thanakhan haeng Prathet Thai (タイ国銀行), 1972, *Prawat lae kanda mnerngan khong Thanakhan haeng Prathet Thai*, Bangkok, p. 10.
- (13) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1961, *Wiwatchaiyanuson*, Bangkok, p. 77.
- (14) 大蔵省為替局, 1942, 『日泰経済交渉ノ概要』(国立公文書館所蔵)
- (15) 愛知揆一, 1942, p. 17.
- (16) 大蔵省為替局, 1942.
- (17) Direck Jayanama, 1970, p. 84.
- (18) 愛知揆一, 1942, p. 2. ブリディー蔵相と大野顧問の対立を示すタイ側史料はWW2/2 : 7/1.
- (19) 前出外交史料館所蔵「進駐軍軍費問題」及びWW2/2 : 7/1.
- (20) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1961, p. 80.
- (21) 前出「進駐軍軍費問題」及びタイ外交文書 WW2/2 : 6/2.
- (22) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1961, p. 77.
- (23) 大蔵省為替局, 1942, pp. 1-2.
- (24) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1961, p. 67. 及び Thanakhan haeng Prathet Thai, 1972, p. 11. 及び大蔵省為替局, 1942, pp. 3-13.
- (25) 大蔵省為替局, 1942, p. 16.
- (26) 南方会編, 1969, 『南方の思出』(非売品), p. 233.
- (27) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1970, *Banthukgan khong Prayad Buranasiri*, Bangkok, p. 5. 及び大蔵省為替局, p. 54.
- (28) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1982, *Thiraluk nai kanpert Akhan Samnakganyai Thanakhan haeng Prathet Thai*, Bangkok, p. 77.
- (29) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1972, pp. 11-12.
- (30) 大蔵省為替局, 1942, p. 23.
- (31) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1961, p. 81.
- (32) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1962, *Thiraluk Wankhropop pithi 20*,

Bangkok, pp. 11-12.

- (33) WW2/2 : 6/4. 「1942年11月30日付日本軍軍費のための当座借越要請に関する記録」
- (34) Thanakan haeng Prathet Thai, 1970, p. 5.
- (35) WW2/2 : 6/4. 及び前出外交史料館所蔵「進駐軍軍費問題」
- (36) WW2/2 : 6/4.
- (37) WW2/2 : 6/4. 坪上大使よりウィチット外相宛 F/625/17 公文及びウィチット外相より石井康臨時代理大使宛公文。
- (38) WW2/2 : 6/4. 石井康臨時代理大使よりウィチット外相宛 F/44/18 公文。
- (39) WW2/2 : 6/4. タイ外務省1945年8月15日作成「1943年上半期日本軍軍費に関する記録」
- (40) WW2/2 : 6/4. 1943年3月19日付ウィチット外相の "Memorandum regarding Funds for Japanese Military Expenditure".
- (41) WW2/2 : 6/4. ディレーカ大使発外相宛111/2486電。
- (42) 注(40)と同じ。
- (43) WW2/2 : 6/4. 1943年3月25日付ウィチット外相より蔵相宛文書。
- (44) WW2/2 : 6/4. 1943年3月27日付蔵相より外相宛 T.380/2486文書。
- (45) WW2/2 : 6/4. 1943年4月7日付新納作成 "Memorandum regarding Funds for Japanese Military Expenditure".
- (46) WW2/2 : 6/4. 1943年4月12日付外務省顧問より大蔵省顧問宛文書。
- (47) WW2/2 : 6/3. 1943年4月19日付商務省作成「インフレに関する日本側との交渉記録」
- (48) 注(46)と同じ。
- (49) WW2/2 : 6/4. 1943年4月16日付チャイ内閣書記官長代行より外相宛 T.2853/2486文書。
- (50) WW2/2 : 6/4. 坪上大使よりウィチット外相宛 F/118/18 公文。
- (51) WW2/2 : 6/4. 本私信は経済問題、領土問題の二部からなる長大なもの。
- (52) WW2/2 : 6/3. 1943年6月14日付外相よりピブーン首相宛日本軍軍費に関する11474/2486文書。
- (53) WW2/2 : 6/3. 1943年6月5日付ワン作成の「第1回日タイ軍費委員会議事録」及びメモ。
- (54) WW2/2 : 6/3. 「1943年6月10日第2回日タイ軍費委員会議事録」

- (55) 注(52)と同じ。
- (56) WW2/2 : 6/3. 1943年6月15日付蔵相より外相宛文書。
- (57) WW2/2 : 6/3. 1943年6月22日付内閣書記官長より外相宛文書。
- (58) WW2/2 : 6/3. 1943年6月26日発外相よりディレーカ大使宛電。
- (59) WW2/2 : 6/5. 1943年7月21日付チャイ大佐よりピブーン首相宛文書。
- (60) WW2/2 : 6/5. 1943年8月10日発外相より駐日大使宛340/2486電。
- (61) WW2/2 : 6/5. 1943年8月16日箱根富士屋ホテルにおける経済問題に関するタイ側内部会議記録。
- (62) WW2/2 : 6/5. 1943年7月21日付チャイ大佐より商相宛文書。
- (63) WW2/2 : 6/5. 1943年7月23日付ワン外務省顧問記録。
- (64) WW2/2 : 6/5. 1943年7月23日付チャイ大佐より新納宛文書である "A List of the commodities over which my Government would like to exercise control, together with our proposal in regard to their delivery".
- (65) WW2/2 : 6/5. 「1943年7月27日外務省における日本軍軍費に関する議事録」
- (66) WW2/2 : 6/5. 1943年7月31日付ウィチット外相より坪上大使宛17154/2486公文。
- (67) WW2/2 : 6/5. 1943年7月31日付坪上大使よりウィチット外相宛 F/217/18公文。
- (68) WW2/2 : 6/5. 1943年9月23日付坪上大使よりウィチット外相宛 F/275/18公文。
- (69) WW2/2 : 6/5. 1943年10月12日付チャイ少将より蔵相宛文書。
- (70) WW2/2 : 6/5. 1943年10月19日付新納作成の "Memorandum Re Military Expenditure".
- (71) WW2/2 : 6/5. 1943年10月21日付ワン外務省顧問記録。
- (72) WW2/2 : 6/5. 1943年10月22日付タムロン外相代行より首相宛1943年下半期日本軍費に関する文書。
- (73) WW2/2 : 6/5. 1943年10月21日発タウイー臨代より外相宛464/2486電。
- (74) WW2/2 : 6/5. 1943年10月22日付新納作成の "Memorandum Re Price of Gold".
- (75) WW2/2 : 6/7. 「1944年1月2日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する会議（第3回）議事録」
- (76) WW2/2 : 6/7. 1943年10月29日付坪上大使よりタムロン外相代行宛 F/313/

- 18公文及び同日付タムロン外相代行より坪上大使宛25785/2486公文。
- (77) Thanakhan haeng Prathet Thai, 1961, p.80.
- (78) WW2/1: 1/18. 「1943年5月24日外務省における会議記録」
- (79) 『大本営機密戦争日誌其ノ八』(防衛研究所所蔵) なお、ビブンとはビブーンのことである。
- (80) 同上。
- (81) 『真田稟一郎少将日記』(防衛研究所所蔵)
- (82) 同上。
- (83) 中村明人, 1958, 『はとけの司令官一駐タイ回想録』, 日本週報社, pp.90-91. なお筆者は本書をタイ語訳し1991年末に出版した。
- (84) 『大本営機密戦争日誌其ノ十二』の10月9日の項。
- (85) 同上。
- (86) 『大本営機密戦争日誌其ノ十三』
- (87) WW2/2: 6/7. 「1944年2月11日のディレーク外相会見記録」なお本文書の原本は筆者所蔵の「ディレーク・チャイヤナーム文書」中に有る。
- (88) WW2/2: 6/7. 1943年12月16日付外相の首相宛報告文。
- (89) WW2/2: 6/7. 1944年2月9日付外相より内閣書記官長宛文書。
- (90) WW2/2: 6/7. 「1943年12月23日の外相会見記録」
- (91) WW2/2: 6/7. 坪上大使よりディレーク外相宛 F/370/18公文。
- (92) WW2/2: 6/7. 「1943年12月25日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する会議(第1回) 議事録」
- (93) 注(92)に同じ。
- (94) WW2/2: 6/7. 「1943年12月28日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する日タイ合同会議(第1回) 議事録」
- (95) WW2/2: 6/7. 「1943年12月30日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する日タイ合同会議(第2回) 議事録」
- (96) WW2/2: 6/7. 1944年1月5日付外相より首相宛報告へのビブーン首相の書き込み。
- (97) WW2/1: 6/5. 1943年12月22日発ウィチット大使より外相宛565/2486電。
- (98) WW2/1: 6/5. 1943年12月23日付経済局東洋課文書へのビブーン首相の書き込み。
- (99) WW2/1: 6/5. 1943年12月26日発ディレーク外相よりウィチット大使宛628/

- 2486電。
- (100) WW2/2: 6/7. 1944年1月10日付総軍参謀長より外相宛391/2487文書。
- (101) WW2/2: 6/7. 1944年1月20日発ディレーク外相よりウィチット大使宛43/2487電。
- (102) WW2/2: 6/7. 「1944年1月27日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する会議(第4回) 議事録」
- (103) WW2/2: 6/7. 「1944年1月27日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する日タイ合同会議(第3回) 議事録」
- (104) WW2/2: 6/7. 「1944年2月3日の外相会見記録」及び1944年2月9日付外相より内閣書記官長宛報告文。
- (105) 注(87)に同じ。
- (106) WW2/2: 6/7. 「1944年2月7日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する会議(第5回) 議事録」
- (107) WW2/2: 6/7. 「1944年2月24日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する会議(第6回) 議事録」
- (108) WW2/2: 6/7. 1944年3月13日付 "Memorandum Re : Selling and Transportation of Gold".
- (109) WW2/2: 6/7. 1944年3月13日付アート・チャローンシン少佐記録。
- (110) WW2/2: 6/7. 1944年3月20日発ウィチット大使よりディレーク外相宛120/2487電。
- (111) WW2/2: 6/7. 坪上大使よりディレーク外相宛 F/75/19公文。
- (112) WW2/2: 6/7. 「1944年3月30日外相、外相代理と坪上大使、新納参事官との会見議事録」
- (113) WW2/2: 6/7. 1944年4月7日付チャイ内閣書記官長よりディレーク外相宛文書。
- (114) WW2/2: 6/7. 1944年4月10日付チャイ内閣書記官長よりディレーク外相宛文書。
- (115) WW2/2: 6/7. 「1944年4月7日外務省における1944年上半期日本軍軍費に関する日タイ合同会議(第5回) 議事録」
- (116) WW2/2: 6/7. 1944年4月8日付ディレーク外相より坪上大使宛4535/2487公文、及び同じく4540/2487公文。坪上大使よりディレーク外相宛 F/87/19公文。
- (117) WW2/1: 6/5. 1944年2月1日発ウィチット大使より外相宛50/2487電。

Military Expenditure Negotiations under the Japan-Thai Alliance Pact of 1941~1944

Eiji MURASHIMA

Actual state of Japan-Thai relations under the Pact of Alliance between the two countries during the Second World War is a theme of seemingly great interest in both modern Thai and Japanese history, but very little specific research on the subject exists today. This is because it is impossible to draw a detailed picture of the situation by using only Japanese materials, since there exists almost nothing. As to the Thai materials, there are plenty of diplomatic records, which, unfortunately, have yet to be examined thoroughly.

This study is an attempt to clarify some aspects of the real conditions of Thai-Japan relations under the Alliance Pact through investigating these diplomatic documents, especially those concerning military expenditures for the Japanese forces.

From the start of the war, the Japanese Government, relying on the Alliance Pact, demanded that the Thai Government supply baht funds to cover the military expenditures by the Japanese forces stationed in Thailand. Such expenditures included not only every cost of maintaining Japanese soldiers and sailors physically, but also the total cost of constructing military railways, strategical roads, aerodromes, wooden ships, military positions, and so on. Therefore, whether it was supplied fully or not was a matter of life and death for the Japanese forces. The amount was agreed to after negotiations between the Japanese Embassy in Thailand and the Thai Government conducted every 6 months. A mere 15 million baht were paid for the first half of 1942, but the amount increased to 470 million baht for the first half of 1945. To meet the Japanese request, the Bank of Thailand, which was established according to demands made by the Japanese Government in late 1942, issued baht notes against "special yen" as reserves. In addition to imported goods shortage during

wartime, issuing unlimited amounts of baht notes caused a deteriorating inflationary effect on the Thai economy. The amount of notes in circulation increased from 275 million baht at the end of Nov. 1941 to 1,993 million baht at the end of Aug. 1945. The consumer price index in Bangkok increased more than three times within the 2 years following the beginning of the War.

The first agreement for the first half of 1942 signed on 20 Dec. 1941 took the form of a loan which would be repaid in gold. Thereafter, on 21 April 1942 the Wanit economic mission visited Japan and agreed that all payments, including both commercial and non-commercial, between Japan and Thailand were to be made in special yen. Relying on this agreement, a system of granting reciprocal credit was adopted. The Japanese Government expected to get baht funds in exchange for special yen without repaying in gold. In spite of such expectations, however, the Thai Finance Minister urged Japan to sell gold against special yen up to 50 percent of the baht funds supplied by the Thai Government in order to stabilize its currency, and they finally succeeded in obtaining that amount of gold. They continued to insist on purchasing gold against special yen in the negotiation concerning military expenditure for the first 6 months of 1943.

In the negotiations for the latter half of 1943, they changed their policy from demanding gold to demanding machines and staple goods, such as textiles and medicine. This policy change was initiated by Prime Minister Pibul, who regarded himself as the true guardian of the interest of the Thai people. Given that Thailand was now suffering from a devastating economic situation, naturally Pibul was anxious about losing public support. The Japanese Ambassador agreed to assist in sending some machines and goods and also promised to assist in the control of the sale of essential commodities imported from Japan. The Japanese Government, however, failed to send any machines or goods to Thailand. The Thai Government realized the real economic situation in Japan. Moreover the surrender of the Badoglio Government in Sept. 1943 made them anticipate Japan's defeat in the not too distant future. For saving their gold earmarked in Tokyo, they began to demand its transportation to Thailand ignoring the written agreement with Japan, in which they agreed not to request

gold transportation until it could be sent with reasonable safety.

Through all these military expenditure negotiations, the author shows that the Thai Government devoted all their energies to the interest of the Thai nation without paying attention to the cause of the Alliance, an important theme emphasized by the Japanese side.

(連絡先: 成蹊大学文学部 〒180 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1 TEL 0422-37-3641)